全5ページ 登録速報(2024-184) 2024年10月 2日 クミアイ化学工業株式会社 企画普及部普及課

登 録 速 報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。

適用拡大登録年月日:2024年10月2日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号 第 20889 号

名 称 ベンレート水和剤(住友化学(株)登録)

2. 変更の内容

農薬登録申請書第7項「適用病害虫の範囲及び使用方法」を以下のとおり変更し、別紙のとおりとする。

- ・作物名「トマト」の使用方法「灌注」を「土壌灌注」に変更し、それに伴い、ベノミルを 含む農薬の総使用回数を「6回以内(種子への処理は1回以内、土壌灌注は2回以内、 散布及び常温煙霧は合計5回以内)」に変更する。
- ・作物名「ミニトマト」の使用方法「灌注」を「土壌灌注」に変更し、それに伴い、ベノミルを含む農薬の総使用回数を「6回以内(種子への処理は1回以内、土壌灌注は2回以内、散布は3回以内)」に変更する。
- ・作物名「きゅうり」の使用方法「灌注」を「土壌灌注」に変更する。
- ・作物名「かんきつ(みかんを除く)」および「みかん」の適用病害虫名「貯蔵病害(青かび病)」、「貯蔵病害(黒斑病)」、「貯蔵病害(炭疽病)」および「貯蔵病害(緑かび病)」に使用方法「無人航空機による散布」を追加する。

- 3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容
 - ① 農薬登録申請書第8項「使用上の注意事項」に(2)を追加し、現行(2)以降を順次繰り下げ、 別紙のとおりとする。

【追加事項】

- (2) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
 - ①散布は各散布機種の散布基準に従って実施すること。
 - ②散布にあっては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③散布中、薬液の漏れおよび詰まりのないように機体の散布配管、ノズルその他散布装置の 十分な点検を行うこと。
 - ④散布薬液の飛散によって自動車やカラートタンの塗装等に影響を与えないよう、散布地域 の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ⑤散布終了後は次の事項を守ること。
 - a使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - b機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
 - ② 農薬登録申請書第10項「水産動植物に有毒な農薬については、その旨」に(2)を追加し、 以下のとおりとする。

【変更後】

- 10. 水産動植物に有毒な農薬については、その旨
- (1) 水産動植物(甲殻類)に影響を及ぼすおそれがあるので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
 - 施設内に水産動植物を飼っている水槽等を置かないこと。
- (2) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
- (3) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきること。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。
- (4) 浸漬後の薬液は、河川等に流さず、水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

【変更部分】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数 または 使用量	使用液量	使用時期	本剤 の 使用 回数	使用方法	べんだい を含む 農薬の 総使用回数
	萎凋病	1000 倍	150~300 mL/株	定植前~ 定植 1か月後	2回以内	土壌灌注	6回以内 (種子への 処理は
	菌核病	2000 倍					<u>1 回以内、</u>
<u> </u>	灰色かび病 葉かび病	2000~ 3000 倍	100~300 L/10a	収穫前日まで	5回以内	散布	土壌灌注は 2回以内、 散布及び 常温煙霧は 合計 5回以内)
	萎凋病	1000 倍	150~300 mL/株	定植前~ 定植 1 か月後	2回以内	土壌灌注	6回以内 (種子への 処理は
ミニトマト	菌核病	2000 倍					<u>1回以内、</u>
<u> </u>	灰色かび病 葉かび病	2000~ 3000 倍	100~300 L/10a	収穫前日まで		散布	土壌灌注は 2回以内、 散布は 3回以内)
<u>きゅうり</u>	つる割病	1000 倍	150~300 mL/株	定植前~ 定植 1 か月後	3回以内	土壌灌注	4 回以内 (種子への
	菌核病 黒星病 炭疽病 つる枯病 灰色かび病	2000~ 3000 倍	100∼300 L/10a				型理は 1回以内、 は種後は 3回以内)
	貯蔵病害(白かび病)	4000 倍				· 散布	
<u>かんきつ</u> <u>(みかんを除く)</u>	貯蔵病害(青かび病) 貯蔵病害(黒斑病) 貯蔵病害(軸腐病) 貯蔵病害(炭疽病) 貯蔵病害(緑かび病)	4000~ 6000 倍	200~700 L/10a	・収穫前日	2回以内	無人航空機による散布	2 回以内
	<u>貯蔵病害(青かび病)</u> 貯蔵病害(黒斑病)	30 倍	5L/10a				
	<u>貯蔵病害(炭疽病)</u> <u>貯蔵病害(緑かび病)</u>	60 倍	10L/10a				
<u> </u>	そうか病	2000~			4 回以内		
	灰色かび病	3000 倍				散布 無人航空機による散布	
	貯蔵病害(白かび病)	4000 倍					
	貯蔵病害(青かび病) 貯蔵病害(黒斑病) 貯蔵病害(軸腐病) 貯蔵病害(炭疽病) 貯蔵病害(緑かび病)	4000~ 6000 倍	200~700 L/10a				4 回以内
	<u>貯蔵病害(青かび病)</u> <u>貯蔵病害(黒斑病)</u>	30 倍	5L/10a				
	<u>貯蔵病害(炭疽病)</u> 貯蔵病害(緑かび病)	60 倍	10L/10a				

作物名	適用場所	適用 病害虫名	使用量	使用液量	使用時期	本剤 の 使用 回数	使用 方法	^ /ミル を含む 農薬の 総使用回数
<u> </u>	温室、ガラス室、 ビニールハウス等の 密閉できる場所	灰色 かび病	150 g/10a	5L/10a	収穫前日まで	5 回以内	常温煙霧	6回以内 (種子への処理は 1回以内、 土壌灌注は 2回以内、 散布及び 常温煙霧は 合計5回以内)

【変更後】

- 8. 使用上の注意事項
- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
 - ①散布は各散布機種の散布基準に従って実施すること。
 - ②散布にあっては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③散布中、薬液の漏れおよび詰まりのないように機体の散布配管、ノズルその他散布装置 の十分な点検を行うこと。
 - ④散布薬液の飛散によって自動車やカラートタンの塗装等に影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ⑤散布終了後は次の事項を守ること。
 - a 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - b機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- (3) 水稲の種子消毒の場合は下記の注意を守ること。
 - 1)消毒前に塩水選を行なうこと。
 - 2) 消毒後は水洗いせずに浸種又はは種すること。
 - 3)薬液の温度は10℃以下をさけること。
 - 4) 粉衣処理では付着をよくするために予め種子を湿らせ(塩水選水切り後などが適当) 湿粉衣すること。
 - 5) 浸種後処理は種子が鳩胸の時期になるまでに行なうこと。
 - 6) 本剤処理を行なった種子の浸種に当っては次の注意を守ること。
 - ①処理後、種籾を十分風乾してから行なうこと。
 - ②浸種は停滞水中で行なうこと。
 - ③種籾と水の容量比は1:2とし、水の交換は行なわないこと。 ただし、水温が高く種籾が酸素不足になるおそれがある時は静かに換水すること。
- (4) いもち病に対する本剤の育苗箱灌注処理は、本田で発生するいもち病に対しては効果が期待できないので注意すること。
- (5) 薬剤が育苗箱からこぼれ落ちないように処理すること。また、土壌全面に不透水性無孔シートを敷くなど、薬剤処理後の灌水による土壌への浸透をさけること。
- (6) きゅうり、トマトに対して灌注処理する場合は、誤って高濃度で処理すると、退色や生育 抑制等の薬害を生じることがあるので、所定濃度を守ること。

- (7) たまねぎ、いちごに対して苗根部浸漬処理する場合は、誤って高濃度で処理すると、いち ごでは活着不良、たまねぎでは、初期生育遅延等の薬害のおそれがあるので、使用方法を 厳守すること。
- (8) いちごの萎黄病防除に使用する場合、特に多発地では植付前の土壌くん蒸と本剤処理とを組み合わせるとより有効である。
- (9) こんにゃくの乾腐病防除に使用する場合は、種芋の芽基部を上に向けて並べ、散布液が芽基部に充分かかるように1㎡当り100mL散布すること。
- (10) 麦類の雪腐病防除に使用する場合、散布は根雪近くに行うこと。
- (11) なすの半身萎凋病に対して灌注処理する場合は、定植前及び定植時処理では葉の黄化、生育抑制等の薬害を生じるおそれがあるので定植後に処理すること。
- (12) りんごのモニリア病に使用する場合、多発条件下では効果が劣ることがあるので、発病初期に時期を失しないように散布すること。
- (13) なしの枝枯病、胴枯病に対してマシン油乳剤で希釈して塗布する場合は、病斑部及びその 周辺に1~2回塗布すること。なお、病斑部を削り取った後塗布する場合は木質部が見え ない程度に表皮を薄く削ること。 また、マシン油乳剤はベンレート水和剤に加用の登録のある剤を使用し、マシン油乳剤の 注意事項を確認のうえ使用すること。
- (14) かんしょの基腐病に使用する場合は、苗全体が薬液に浸かるように処理すること。
- (15) 桑の胴枯病に使用する場合の散布適期は9月上・中旬である。
- (16) ハウスなどの常温煙霧用として使用する場合は下記の注意事項を守ること。
 - 1) 煙霧用として使用する場合は専用の常温煙霧機により所定の方法で煙霧すること。 特に常温煙霧装置の設定及び使用にあたっては病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
 - 2) 作業はできるだけ夕刻に行ない、作業終了後6時間以上密閉すること。
- (17) たばこ腰折病に対し親床で使用する場合は薬害を生じるおそれがあるので、希釈倍数は2000倍とし、散布量は1m3り1~2Lとすること。また、発芽期には使用しないこと。
- (18) 水耕栽培でトルコギキョウを栽培する場合には、廃液は環境中に流出しないように適切に 処理すること。
- (19) 本剤及び同系統の薬剤の連続使用によって薬剤耐性菌が出現し、効果の劣った例があるので過度の連用をさけ、なるべく作用性の異なる薬剤を組み合わせて使用すること。
- (20) 本剤はエトフェンプロックス乳剤またはダイアジノン乳剤と混用した場合、凝固物を生成するため混用をさけること。
- (21) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、普及指導センター、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。